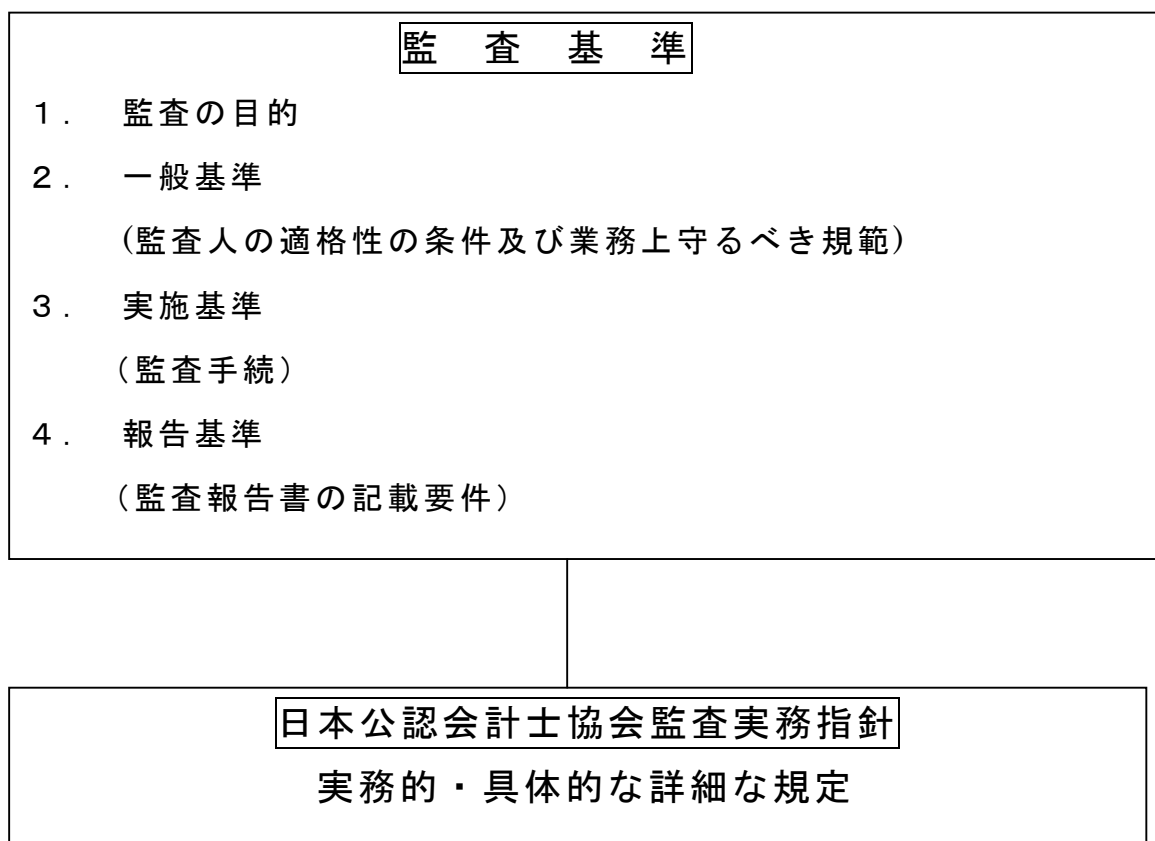


## 監査基準について

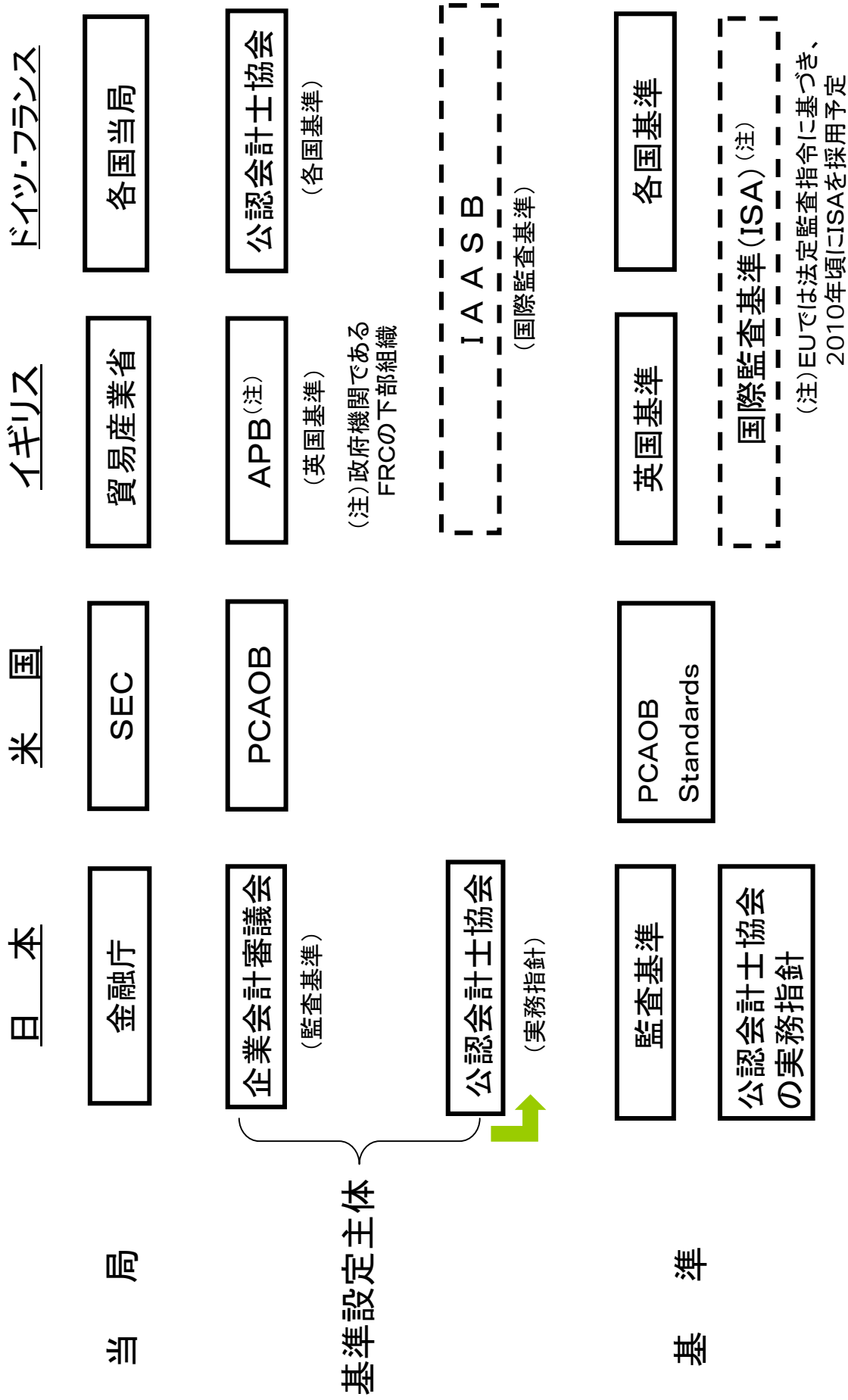
- 公認会計士が財務諸表に対する監査を行うに際しての規範。
- 「監査実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したもの」という考え（当初昭和 25 年制定）。
- 企業会計審議会が設定。
- 一般基準、実施基準、報告基準に区分。
- 我が国の監査基準は、原則的な規定を定めており、実務的・詳細な規定は、日本公認会計士協会において定めている。



(注) 米国では、米国公認会計士協会（A I C P A）が設定していたが、エンロン事件後、公開会社会計監視委員会（P C A O B）が設定。英・仏・独は公認会計士協会が設定

※ 監査基準のほか、中間監査基準、四半期レビュー基準がある。

# 監査基準を巡る主要市場の状況



# 国際監査基準をめぐる状況

証券監督者国際機構、バーゼル銀行監督委員会、保険監督者国際機構、世界銀行、欧州委員会、金融安定化理事會により構成

日本

- ・日本の監査基準
- ・企業会計審議會

EU

- ・ISA採用見込み

米国

- ・米国の監査基準
- ・公開会社会計監視委員会 (PCAOB)

モニタリング・グループ

委員の任免等

PIOB (公益監視委員会)

監視

国際監査基準 (ISA)

- ・国際監査・保証基準審議會 (IAASB)

## 監査を巡る国際的な動向の主な点

### (1) 国際監査基準 (ISA) へのIOSCOの声明と各国の動向

- 2009年6月 IOSCO(証券監督者国際機構)が国際監査基準に関する声明を公表
- 2009年6月 ECによるISAアドプションに向けたコンサルテーション

### (2) モニタリング・グループ (MG) によるIFAC改革の有効性評価

## 監査基準等を巡る各国の動向－(1)関連

### IOSCOによるISAに関する声明(2009年6月11日)

- IOSCO は、クロスボーダーでの公募及び上場のために、証券規制当局が、明瞭化されたISA により実施・報告される監査を受け入れることを奨励する。
- また、IOSCOは証券規制当局と関連当局が国内向けの監査基準の設定にあたり、明瞭化されたISA を考慮に入れることを奨励する。

## 監査基準等を巡る各国の動向－(1)関連

### ECによるISAアドプションのコンサルテーション(2009年6月)

- ECは、国際監査基準 (ISA) アドプションに関するコンサルテーションペーパーを公表し、広くコメント募集を行った(期限:9月15日)。
- ECがISAをアドプションすることの可否やタイミングについてコメントを求めるほか、仮にISAをアドプションする場合は対象についても意見募集を行った。
  - ✓ ISAを上場企業の連結財務諸表について強制適用すべき(IFRSの対象)。
  - ✓ ISAを小規模企業以外の法定監査に強制適用すべき。
  - ✓ ISAを小規模企業を含めた全ての法定監査に強制適用すべき。

## 監査基準等を巡る各国の動向－(1)関連

- 米を除く多くの国が、ISAを採用(予定)、又は、ISAを踏まえつつ基準設定を行っている。
  - － オーストラリア…2010年度の監査よりISA(明瞭化版)が適用。
  - － カナダ…2010年度の監査よりISA(明瞭化版)が適用。
  - － EU…2011年度以降、ISA(明瞭化版)の適用が見込まれる。
  - － 米国…引き続き、PCAOBが自国基準を設定(但し、ISAとコンバージェンスしていく方向)
- － 我が国…企業会計審議会の監査基準がISAを踏まえつつ設定されている他、日本公認会計士協会の実務指針はISAをほぼ翻訳する形で作成。
- 金融庁もIAASBに米PCAOB、ECとともにオブザーバー出席する等、ISA等の基準設定プロセスに参画。

## モニタリンググループによるIFAC改革の有効性評価ー(2)関連

- 2003年に取りまとめられた「IFAC改革」において、IAASBを含むIFACの基準設定主体による基準設定プロセスが改革の理念に従って適切に運用されているか否かについて、PIOB設立（2005年）後5年経過後にMonitoring Group (MG) によるレビューを実施することとされた。このため、MGでは、昨年末にIFAC改革の有効性評価に関するプロジェクト(議長：世銀 John Hegarty) が立ち上げられ、作業が進められている。
  - 2010年中に最終的な結論が下される見込み。
- ⇒ 会計監査人以外からの多様な意見を反映して基準設定が行われているかも一つの焦点。



# 国際監査基準等設定プロセスへの我が国からの参画

(2010年1月時点)

| 組織                                 | 氏名(敬称略)      | 所属                 | 開催頻度・日数 |
|------------------------------------|--------------|--------------------|---------|
| 公益監視委員会(PIOB)                      | 北村 歳治        | 早稲田大学大学院 教授        | 年4回・2日間 |
| 国際会計士連盟(IFAC)<br>理事                | 池上 玄         | 日本公認会計士協会 常務理事     | 年4回・2日間 |
| IFAC 指名委員会<br>メンバー                 | 池上 玄         | 日本公認会計士協会 常務理事     | 年4回・2日間 |
| 国際監査・保証基準審議会(IAASB)<br>メンバー        | 関口 智和        | (財)財務会計基準機構 研究員    | 年4回・4日間 |
| IAASB 助言諮問委員会(CAG)<br>メンバー<br>メンバー | 内野 逸勢<br>金融庁 | 日本証券業協会<br>IOSCO   | 年2回・3日間 |
| 国際倫理基準審議会(IESBA)<br>メンバー           | 関根 愛子        | 日本公認会計士協会 倫理委員会委員長 | 年3回・3日間 |
| 国際会計教育基準審議会(IAESB)<br>メンバー         | 平松 一夫        | 関西学院大学             | 年3回・3日間 |

(注) 金融庁はIAASB、IESBAに対してオブザーバーとして参加。

平成21年6月12日  
金融庁

## IOSCO(証券監督者国際機構)による「国際監査基準に関する声明」の公表について

IOSCOは、6月11日、「国際監査基準に関する声明」を公表しました。

本プレスリリースでは、本年3月に、国際監査・保証基準審議会(IAASB)(注1)が、明瞭性プロジェクト(注2)の完了を公表したことを受け、証券規制当局に対し、



- クロスボーダーでの公募及び上場における国際監査基準(ISA)に基づく監査の受入
- 国内向けの監査基準設定にあたってISAを考慮に入れること

を促しています。

(注1)国際監査・保証基準審議会(IAASB):国際会計士連盟(IFAC)の中に置かれた、国際的な監査・保証の基準を審議・決定する機関。

(注2)明瞭性プロジェクト:ISAにおいて、shouldを使用して記載されている手続きと、現在形の動詞等を使用して記載されている手続きがあり、必須の手続きが不明確であったため、これを明確化。

内容については、下記をご覧ください。

-  [声明\(日本語仮訳\)\(PDF:85K\)](#)
-  [声明\(原文\)\(PDF:125K\)](#)

### 【連絡・問合せ先】

金融庁(TEL:03-3506-6000)  
総務企画局企業開示課(内線3663)

2009年6月11日

## IOSCO(証券監督者国際機構)による国際監査基準に関する声明

IOSCOは、投資家を保護し、国際的な資本市場の公正性及び秩序ある運営の促進のために協働する証券規制当局による国際機関である。このような共同作業は、投資家の意思決定にあたっての信頼性の基となるものである。

投資家にとって重要な情報は、証券の発行体の財務諸表である。そして、独立監査人による財務諸表監査は、財務諸表に対する投資家の信頼性を向上させるためのものである。このため、監査を実施する際の基準は、監査の品質を保つ上で不可欠であるだけでなく、公益に資する上でも重要である。

国際的な監査基準は、国際的にも国内の監査基準の標準としても、投資家、監査人、監査監督機関及び証券規制当局が国際的な資本市場でそれぞれの役割を果たすための、共通の監査言語を提供するものである。

IOSCOは、長期間にわたり、国際監査基準（ISA）を策定する民間の基準設定主体である国際監査・保証基準審議会（IAASB）による作業を通じた、一組の国際的な監査基準にかかる取組みを支援してきた。なお、IAASBは国際会計士連盟（IFAC）を設立母体とし、公益監視委員会（PIOB）の監視下にある組織である。

過去数年間、IAASBはISAの本文の構成を見直し、改善するプロジェクト（いわゆる明瞭性プロジェクト）に取り組んできた。ISAに関する2007年11月9日の声明に記載のとおり、IOSCOはこれらの取組みを支持してきた。IAASBは、今般、この取組みの完了と明瞭化されたISAの公表を宣言した。IOSCOはこの画期的成果を歓迎する。IOSCOはISAの規定を明瞭化することによる効果に着目し、従来のISAを新しい基準に置き換えることを支持する。IOSCOは、今後のISAの継続的な改善だけでなく、グローバルな監査慣行の実現に向けた翻訳、教育、その他の分野における多くの人々による継続的な進展を期待する。

IOSCO は国際的な財務報告に貢献し、投資家の信頼と意思決定の裏づけとして、一組の国際的な監査基準によって果たされる役割の重要性を確信している。国際的な資本市場における現状は、その支援の重要性を強調するものである。IOSCO は、現在、多くの証券規制当局がその資本市場において、ISA によって行われた監査を受け入れていることを留意する。これにより、ISA が、資本市場におけるクロスボーダーでの証券公募及び上場の促進において、重要な役割を果たすことができる。

IOSCO は、クロスボーダーでの公募及び上場のために、証券規制当局が、明瞭化された ISA により実施・報告される監査を受け入れることを促す。ただし、その受け入れの可否は、各国における多くの要因や状況に依存することは認識している。更に、IOSCO は、各国又は各地域レベルの要因が考慮されることを認識しつつ、国内向け公募及び上場においても、明瞭化された ISA が果たす潜在的役割に着目し、証券規制当局と関連当局が、国内向けの監査基準の設定にあたり、明瞭化された ISA を考慮に入れることを促す。

# MEDIA STATEMENT



International Organization of Securities Commissions  
Organisation internationale des commissions de valeurs  
Organização Internacional das Comissões de Valores  
Organización Internacional de Comisiones de Valores

IOSCO/MS/06/2009

Tel Aviv, 11 June 2009

## **IOSCO Statement on International Auditing Standards**

IOSCO is the global body of securities regulators who work together to protect investors and enhance the integrity and orderly operation of the global capital markets. Such collaborative activities support investor confidence which aids investor decision making.

A key element of information evaluated by investors is an issuer's financial statements. An independent audit of those financial statements is designed to enhance investor confidence in the reliability of the financial information provided. The standards by which those audits are conducted are in turn a key contributor to audit quality and as such are important to serving the public interest.

International auditing standards—either of themselves or as a touchstone for the determination of national auditing standards—provide a basis for a common auditing language that investors, auditors, audit oversight bodies and securities regulators can use as they carry out their respective roles in the global capital markets.

IOSCO has long encouraged efforts around a set of internationally developed auditing standards through the work of the International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB), the private-sector standard setting body that develops International Standards on Auditing (ISAs). The IAASB is organized under the auspices of the International Federation of Accountants and it is subject to the oversight of the international Public Interest Oversight Board.

For the last several years the IAASB has carried out a project to restructure and improve the body of ISAs (known as the "Clarity Project"). IOSCO has encouraged these efforts, as noted in its 9 November 2007 Statement on International Auditing Standards. The IAASB has now announced the completion of this work and the release of the clarified ISAs. IOSCO welcomes achievement of this milestone.

Calle Oquendo 12  
28006 Madrid  
ESPAÑA  
Tel.: (34.91) 417.55.49 • Fax: (34.91) 555.93.68  
mail@oicv.iosco.org • www.iosco.org

## MEDIA STATEMENT



International Organization of Securities Commissions  
Organisation internationale des commissions de valeurs  
Organização Internacional das Comissões de Valores  
Organización Internacional de Comisiones de Valores

IOSCO endorses the replacement of the previous ISAs with the new standards, noting the improvements that have resulted from clarifying the ISA requirements. IOSCO looks forward to continued progress in terms of the translation, education and other efforts by many to facilitate global audit practices as well as the continuous improvement of ISAs over time.

IOSCO believes that there is an important role to be played by a set of international auditing standards in contributing to global financial reporting and supporting investor confidence and decision making. Current events in the global capital markets underscore the importance of this support. With respect to ISAs, IOSCO notes that today many securities regulators accept audits performed in accordance with ISAs in their capital markets. As a result ISAs are able to play an important role in facilitating cross-border securities offerings and listings in those markets.

IOSCO encourages securities regulators to accept audits performed and reported in accordance with the clarified ISAs for cross-border offerings and listings, recognizing that the decision whether to do so will depend on a number of factors and circumstances in their jurisdiction. Further, IOSCO notes the potential role of the clarified ISAs for purely domestic offerings and listings and thus encourages securities regulators and relevant authorities to consider the clarified ISAs when setting auditing standards for national purposes, recognizing that factors at the national and regional level will be relevant to their considerations.

### MEDIA ENQUIRIES

David Cliffe  
Mobile  
Email:  
Website:

+ 34 91 787 0419  
+ 34 679 969 004  
[d.cliffe@iosco.org](mailto:d.cliffe@iosco.org)  
[www.iosco.org](http://www.iosco.org)

Calle Oquendo 12  
28006 Madrid  
ESPAÑA  
Tel.: (34.91) 417.55.49 • Fax: (34.91) 555.93.68  
[mail@oicv.iosco.org](mailto:mail@oicv.iosco.org) • [www.iosco.org](http://www.iosco.org)

## 金融商品取引法(抄)

(昭和二十三年四月十三日法律第二十五号)

(公認会計士又は監査法人による監査証明)

**第九十三条の二** 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者が政令で定めるもの(次条において「特定発行者」という。)が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの(第四項及び次条において「財務計算に関する書類」という。)には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者が、外国監査法人等(公認会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。次項第一号及び第三項において同じ。)から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合
- 二 前号の発行者が、公認会計士法第三十四条の三十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める者から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合
- 三 監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

2~8 (略)

## 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(抄)

(昭和三十二年三月二十八日大蔵省令第十二号)

(監査証明の手續)

**第三条** 財務諸表(財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。)、財務書類又は連結財務諸表(以下「財務諸表等」という。)の監査証明は、財務諸表等の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書により、中間財務諸表(中間財務諸表等規則第一条第一項に規定する中間財務諸表をいう。以下同じ。)又は中間連結財務諸表(以下「中間財務諸表等」という。)の監査証明は、中間財務諸表等の監査(以下「中間監査」という。)を実施した公認会計士又は監査法人が作成する中間監査報告書により、四半期財務諸表(四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する四半期財務諸表をいう。以下同じ。)又は四半期連結財務諸表(以下「四半期財務諸表等」という。)の監査証明は、四半期財務諸表等の監査(以下「四半期レビュー」という。)を実施した公認会計士又は監査法人が作成する四半期レビュー報告書により行うものとする。

- 2 前項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書は、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査、中間監査又は四半期レビューの結果に基づいて作成されなければならない。
- 3 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。

# 監査を巡る主な出来事

| 年     | IFAC・PIOB 他                  | 米国                                | EU                       | 日本  |
|-------|------------------------------|-----------------------------------|--------------------------|---|
| 2001年 |                              | 12月 エンロン事件                        |                          |   |
| 2002年 | 4月 IAPCをIAASBに改組             | 6月 ワールドコム事件<br>7月 SOX法成立 PCAOB設立  |                          | 監査基準の大幅な改訂  |
| 2003年 | 11月 IFACが改革案を公表              |                                   | 12月 パルマラット事件             | 公認会計士法改正  |
| 2004年 |                              | 7月 PCAOBへの外国監査法人登録期限              | 3月 法定監査指令案を公表            | 公認会計士・監査審査会発足   |
| 2005年 | 2月 PIOB設立                    |                                   |                          | カネボウ事件  |
| 2006年 |                              |                                   | 6月 法定監査指令を採択             | ライブドア事件<br>5月 中央青山監査法人に業務停止処分<br>6月 金融商品取引法成立（内部統制報告制度の導入等） |
| 2007年 | 3月 IFIAR（監査監督当局による国際フォーラム）発足 | 12月 PCAOBが外国当局への検査の依頼に向けたガイダンスを発表 | 12月 同等性評価の方針案を作成予定       | 6月 改正公認会計士法の成立  |
| 2008年 |                              |                                   | 6月 域内各国が法定監査指令を法制化       | 4月 改正公認会計士法施行   |
| 2009年 | 6月 IOSCOによるISAに関する声明         |                                   | 6月 ISA採択のコンサルテーションペーパー公表 |   |
| 2010年 | PIOB設立後5年目のIFAC改革の有効性評価      |                                   | ISA採択の方向性を公表予定           |   |